

第25回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年3月25日（金曜日） 午前10時

開催場所

東京都港区白金台一丁目1番50号
シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐東」

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……………	3
事業報告 ……………	12
連結計算書類 ……………	31
計算書類 ……………	33
監査報告書 ……………	35

※開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。

証券コード：3744

株 主 各 位

東京都港区南麻布二丁目12番3号

サイオス株式会社

代表取締役社長 喜 多 伸 夫

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

当日ご欠席の場合



①郵送（書面）による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限 **2022年3月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで**



②インターネットによる議決権の行使の場合

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。当該ウェブサイトのご利用に際しては、41頁及び42頁に記載の『インターネットによる議決権行使について』をご覧くださいませようお願い申し上げます。

行使期限 **2022年3月24日（木曜日）午後5時30分まで**

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区白金台一丁目1番50号
シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐東」

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第25期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sios.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

ご案内

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sios.com>）において修正後の内容を掲載させていただきます。
3. 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大防止の観点から、極力、郵送（書面）又はインターネットによる事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。
4. 本総会当日の運営に係る詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sios.com>）に掲載いたします。なお、株主様へのお土産のご用意はございません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- ① 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」。）の開催が可能となりました。当社は、株主総会の活性化や効率化、円滑化を図る目的とともに、パンデミックや各災害時への対策、社会全体のデジタル化進展等を念頭に、場所の定めのない株主総会の開催を可能とすることが株主の皆様の利益に資すると考えることから、第13条第2項を新設するものであります。

なお、第13条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するために、第14条第1項を変更し、第2項を新設するものであります。

また、上記の変更・新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- ③ コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、相談役及び顧問に関する第30条を削除し、以下の条数を繰り上げるものであります。
- ④ その他、現在の業務執行等を踏まえて、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第13条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第13条 (株主総会の招集) (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

現行定款	変更案
<p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>第30条（相談役および顧問） 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>第31条 ～（条文記載省略） 第39条</p> <p>第40条（選任および任務） 取締役会は、その決議により執行役員を選任し、取締役会の決定した業務執行を行わせることができる。</p> <p>2. 取締役会および取締役は、執行役員の職務を監督し、必要な指示命令を行い、執行役員は業務の状況を1ヶ月に1回以上取締役会に報告しなければならない。</p> <p>第41条（任期） 執行役員の任期は、選任後最初の定時株主総会終結後、最初に開催される取締役会終結の時までとする。退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについては、執行役員規程に定めるところによる。</p> <p>第42条 ～（条文記載省略） 第45条</p>	<p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席した</u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>（削除）</p> <p><u>第30条</u> ～（現行どおり） <u>第38条</u></p> <p><u>第39条</u>（選任および任務） （現行どおり）</p> <p>2. 取締役会および取締役は、執行役員の職務を監督し、<u>必要な指示命令を行う。</u></p> <p><u>第40条</u>（任期） 執行役員の任期は、選任後最初の定時株主総会終結後、<u>最初に開催された取締役会の日の属する月の末日</u>までとする。<u>退任、辞任、補充選任、その他の取扱い</u>については、執行役員規程に定めるところによる。</p> <p><u>第41条</u> ～（現行どおり） <u>第44条</u></p>

現行定款	変更案
<p>附則 第2条（効力発生日） 第1条（商号）、第2条（目的）の変更は、平成29年3月29日開催の当社定時株主総会に付議された吸収分割契約承認の件における吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第3条 附則第2条及び本条は、前条に係る定款変更の効力発生日を以て削除する。</p>	<p>附則 （削除）</p> <p>第2条（効力発生日） <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後に削除する。</u></p> <p>（削除）</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>再任</p> <p>き た の ぶ お 喜 多 伸 夫 (1959年8月3日生)</p> <p>所有する当社株式の数 211,600株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催21回／出席21回</p>	<p>1982年4月 稲畑産業株式会社入社</p> <p>1999年7月 ノーザンライツコンピュータ株式会社代表取締役社長</p> <p>2002年1月 当社代表取締役社長</p> <p>2006年3月 当社代表取締役社長最高業務執行役員（現任）</p> <p>2015年6月 BayPOS, Inc.取締役（現任）</p> <p>2017年10月 サイオステクノロジー株式会社代表取締役社長（現任）</p> <p>2019年8月 SIOS Technology Corp.取締役兼CEO（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、これまで代表取締役社長として当社グループを牽引し、豊富な経営経験に基づき、グループ全体の企業価値向上に資するべく役割を務めており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p>再任</p> <p>もりた のぼる 森田 昇 (1963年9月18日生)</p> <p>所有する当社株式の数 5,200株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催21回／出席21回</p>	<p>2003年12月 株式会社フィオシス・コンサルティング代表取締役社長</p> <p>2004年5月 株式会社オーディーケイ情報システム取締役</p> <p>2008年6月 株式会社ビット・クルーズ代表取締役会長</p> <p>2015年5月 当社専務執行役員</p> <p>2015年10月 Profit Cube株式会社取締役</p> <p>2016年3月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>2017年1月 Profit Cube株式会社取締役会長</p> <p>2017年3月 同社代表取締役会長</p> <p>2018年3月 サイオステクノロジー株式会社取締役（現任）</p> <p>2020年12月 株式会社セシオス取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社グループの事業部門を統括し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者いたしました。</p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>再任</p> <p>やまざき やすゆき 山崎 靖之 (1963年2月21日生)</p> <p>所有する当社株式の数 7,500株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催14回／出席14回</p>	<p>2001年4月 日本ラショナルソフトウェア株式会社（現日本アイ・ビー・エム株式会社）入社</p> <p>2003年5月 当社入社 執行役員</p> <p>2015年10月 Profit Cube株式会社取締役</p> <p>2017年10月 サイオステクノロジー株式会社取締役（現任）</p> <p>2021年3月 当社取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの技術部門を統括し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p>再任</p> <p>こばやし とくたろう 小林 徳太郎 (1962年10月29日生)</p> <p>所有する当社株式の数 26,200株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催14回／出席14回</p>	<p>1997年11月 コナミ株式会社（現コナミホールディングス株式会社）入社</p> <p>2003年5月 株式会社フェロ・ジャパン入社</p> <p>2006年7月 当社入社</p> <p>2007年4月 当社執行役員</p> <p>2011年2月 SIOS Technology Corp.取締役（現任）</p> <p>2015年4月 当社常務執行役員</p> <p>2021年3月 当社取締役常務執行役員（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの管理部門を統括し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>おのみき 小野未貴 あべ (現姓：阿部) (1976年7月20日生)</p> <p>所有する当社株式の数 一株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p>	<p>2005年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 弁護士法人キャスト糸賀入所</p> <p>2007年2月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所</p> <p>2017年1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、弁護士としての高度な専門性に基づき、当社グループの経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役の候補者といたしました。また、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の豊富な企業法務に関する知見に基づき、当社の経営全般に的確な助言をいただくことを期待しております。</p>

- (注) 1. 小野未貴氏は社外取締役候補者であります。
2. 小野未貴氏は、本定時株主総会で取締役の選任が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員として届出をする予定であります。
3. 社外取締役の独立性について
小野未貴氏は、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。なお、同氏は、当社と取引関係のある渥美坂井法律事務所に所属されていますが、当社が直近事業年度において同事務所へ支払った報酬は、同事務所が受領した売上高の2%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、小野未貴氏が取締役就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額であります。
5. 小野未貴氏は、婚姻により阿部姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の小野で行っております。
6. 山崎靖之氏及び小林徳太郎氏の取締役会出席回数については、2021年3月25日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
7. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことにより負担することとなる損害又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。上記候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 上記候補者の有する当社の株式数は、2021年12月31日現在のものであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>おのみき 小野 未 貴 あべ (現姓：阿部) (1976年7月20日生)</p> <p>所有する当社株式の数 一 株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p>	<p>2005年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 弁護士法人キャスト糸賀入所</p> <p>2007年 2月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所</p> <p>2017年 1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー（現任）</p> <p>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、弁護士としての高度な専門性にに基づき、当社グループの経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者といいたしました。また、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の豊富な企業法務に関する知見に基づき、当社の経営全般に的確な助言をいただくことを期待しております。</p>

- (注) 1. 小野未貴氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 小野未貴氏は、本定時株主総会で取締役の選任（第2号議案）が承認された場合は、取締役に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、監査等委員でない取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
3. 小野未貴氏は、本定時株主総会で取締役の選任（第2号議案）が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員として届出をする予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。
4. 社外取締役の独立性について
小野未貴氏は、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。なお、同氏は、当社と取引関係のある渥美坂井法律事務所に所属されていますが、当社が直近事業年度において同事務所へ支払った報酬は、同事務所が受領した売上高の2%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、小野未貴氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定ですが、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額であります。
6. 小野未貴氏は、婚姻により阿部姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の小野で行っております。
7. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことにより負担することとなる損害又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。小野未貴氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、経済の先行き不透明感が強い状況にあります。また、世界的な半導体不足によるハードウェア製品等の生産減の影響が生じる一方、クラウド環境への移行などデジタルトランスフォーメーション(DX)(*1)への積極的な投資が継続しております。当社グループは引き続き、クラウド関連製品・サービスの提供、SaaS(*2)事業の強化に取り組み、顧客のDX推進に資する高付加価値の製品・サービスを提供しております。

当連結会計年度の各セグメントの業績は、次のとおりとなりました。

(オープンシステム基盤事業)

COVID-19拡大を背景として、顧客におけるDXへの積極的な投資が継続しており、Red Hat Enterprise Linux(*3)をはじめとするRed Hat, Inc.関連商品(*4)は順調な増収、主力自社製品である「LifeKeeper」(*5)は堅調な増収となりました。これらにより、売上高は9,588百万円（前年同期比7.9%増）、セグメント利益は352百万円（前年同期比44.6%増）となりました。

(アプリケーション事業)

金融機関向けシステム開発・構築支援が減収となったほか、前期において放送局向けWebサービス事業及び社会公共アウトソーシングサービス事業を他社に移転したことも減収要因となりました。一方、MFP向けソフトウェア(*6)製品は、前期までにサブスクリプション(*7)方式で契約した分が今期の売上に貢献したことにより、好調な増収となりました。「Gluegentシリーズ」(*8)も好調な増収となりました。また、システム開発・構築支援は順調な増収、金融機関向け経営支援システム販売は堅調な増収となりました。これらにより、売上高は6,136百万円（前年同期比3.0%増）、セグメント利益は4百万円（前年同期は8百万円の損失）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は15,725百万円（前年同期比6.0%増）となり、11期連続の増収を達成し、過去最高の売上高となりました。利益面では、営業利益は358百万円（前年同期比51.7%増）、経常利益は400百万円（前年同期比56.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は367百万円（前年同期比18.6%増）となりました。

また、当社グループの重視する経営指標であるEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）とROIC（年率換算数値、税引後営業利益÷（株主資本＋有利子負債））は、次のとおりとなりました。

EBITDA：448百万円（前年同期比36.1%増）

ROIC（年率換算数値）：10.0%（前年同期は6.9%）

(報告セグメントごとの売上高及び受注高)

報告セグメント	売上高	受注高
オープンシステム基盤事業	9,588百万円	9,691百万円
アプリケーション事業	6,136百万円	6,883百万円

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(*1) デジタルトランスフォーメーション (DX)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

(*2) SaaS

Software as a Serviceの略。ソフトウェアをクラウドサービスとして提供すること。

(*3) Red Hat Enterprise Linux

オープンソースソフトウェア&サービス・プロバイダーRed Hat, Inc.が開発するLinux OS。

(*4) Red Hat, Inc.関連商品

オープンソースソフトウェア&サービス・プロバイダーRed Hat, Inc.が開発するオープンソースの製品。

(*5) LifeKeeper

本番稼働のサーバーとは別に同じ環境の予備サーバーを待機させ、万が一の障害の際には自動的に予備サーバーに業務を引き継がせる役割を担うソフトウェア。

(*6) MFP向けソフトウェア

プリンタ、スキャナー、コピー、FAX等複数の機能を搭載した機器をMFP(Multifunction Peripheralの略)という。MFP上で利用できる文書管理ソフトウェア「Quickスキャン」「Speedoc」等。

(*7) サブスクリプション

ソフトウェア等の製品・サービスの提供に対して、定期的に定額課金又は従量課金するモデル。

(*8) Gluegentシリーズ

IDの管理をクラウドで行うサービス「Gluegent Gate」をはじめ、クラウド型ワークフローの「Gluegent Flow」、Google Calendarにチームメンバーの予定管理機能等を付加した「Gluegent Appsグループスケジューラ」等、企業におけるクラウドを利用した業務効率化等を支援するサービス。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した企業集団の設備投資の総額は43百万円です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

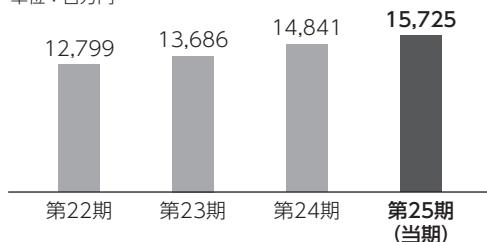
区 分	第 22 期 (2018年12月期)	第 23 期 (2019年12月期)	第 24 期 (2020年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	12,799,750	13,686,915	14,841,739	15,725,371
親会社株主に帰属する当期 純利益 (千円)	225,892	32,360	310,145	367,750
1株当たり当期純利益 (円)	26.15	3.73	35.78	42.42
総 資 産 (千円)	5,330,579	5,332,468	6,851,698	6,649,910
純 資 産 (千円)	1,359,605	1,308,788	1,548,289	1,897,685

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第23期の期首から適用しており、第22期の金額は、組替後の数値を記載しております。

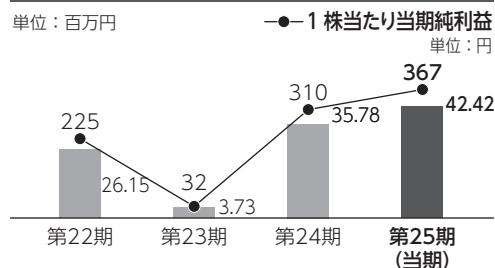
売上高

単位：百万円



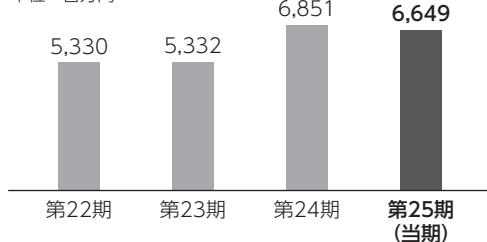
親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



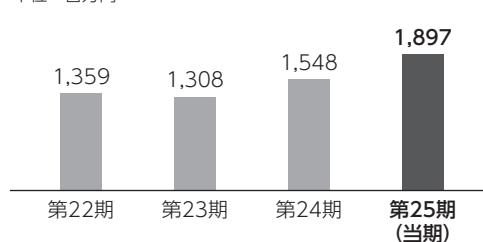
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



② 当社の財産及び損益の状況

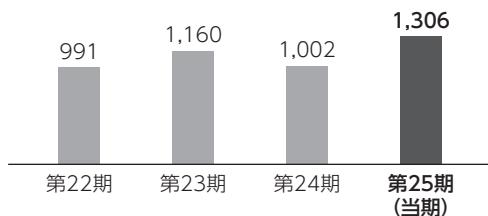
区 分	第 22 期 (2018年12月期)	第 23 期 (2019年12月期)	第 24 期 (2020年12月期)	第 25 期 (当 事 業 年 度) (2021年12月期)
営 業 収 益 (千円)	991,617	1,160,051	1,002,869	1,306,366
当 期 純 利 益 (千円)	104,166	318,158	78,162	310,147
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	12.06	36.72	9.02	35.78
総 資 産 (千円)	2,909,940	2,842,364	2,774,870	2,903,318
純 資 産 (千円)	1,375,324	1,610,007	1,643,541	1,867,114

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第23期の期首から適用しており、第22期の金額は、組替後の数値を記載しております。

営業収益

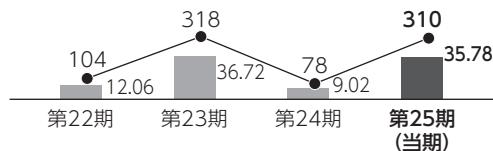
単位：百万円



当期純利益

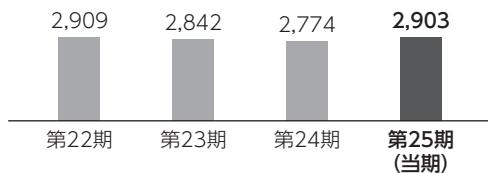
単位：百万円

●—1株当たり当期純利益
単位：円



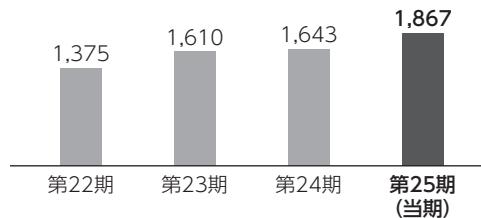
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況（2021年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
サイオステクノロジー株式会社	100 百万円	100.0%	情報システムの開発・基盤構築・運用サポート等
SIOS Technology Corp.	16,965 千米ドル	100.0%	「LifeKeeper」等の開発・販売・保守

(注) サイオステクノロジー株式会社は、2021年4月1日付でProfit Cube株式会社を吸収合併いたしました。

- ③ 持分法適用会社の状況（2021年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
BayPOS, Inc.	2,000 千米ドル	49.0%	飲食事業者向けの情報システムの開発・販売・保守
株式会社セシオス	13 百万円	34.2%	認証・統合ID管理サービス、情報システムの開発・販売

- ④ 特定完全子会社の状況（2021年12月31日現在）

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
サイオステクノロジー株式会社	東京都港区南麻布二丁目 12番3号	1,122百万円	2,903百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「世界中の人々のために、不可能を可能に。」をミッションと定め、イノベーションによって人々の課題を解決し、より良い社会の実現に貢献することを、会社経営の基本方針としています。

当社グループの対処すべき課題は、以下のとおりと認識しております。

- ・デジタルトランスフォーメーションへの投資が加速する中、当社グループが属するIT業界においては、各企業におけるクラウド環境への移行、業務プロセスの効率化や自動化への取り組み等、DXを推進する製品・サービスの提供が必要とされています。

当社グループは、このような環境下で、引き続き競争力のある製品・サービスを生み出していくには、研究開発への継続的な投資が課題であると考えております。

特にクラウド関連等の研究開発を継続するとともに、既存及び新規の製品・サービス、マーケティングのさらなる強化を通じて、ユーザーの期待に応える新製品・サービスを提供してまいります。

- ・当社グループが今後成長していくための競争力の維持、強化には、次世代を見据えた新しい技術開発が必要であり、それを実現するための優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると考えております。

IT技術者をはじめとする多様な「人材」を成長のための源泉と位置付け、積極的な採用活動を行っていくとともに、高いモチベーションを持って働ける環境を整備することで、競争力の維持、強化に努めてまいります。

- ・当社グループでは、上記ミッションを踏まえて、自らの事業活動の環境や社会への影響、ステークホルダーの期待や社会要請に鑑み、「サステナビリティ重点課題」を設定し、各課題への取り組みを推進しています。

また、現在設定している課題は、「社会の課題を見据えたサービスの開発」「地球環境に配慮した活動」「ライフスタイルの多様化への配慮」です。

これらの課題に対して、当社はグループ会社の製品・サービスの提供等を通じて、各課題の解決に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業区分	事業内容
オープンシステム基盤事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「LifeKeeper」等の開発・販売・保守 ・Red Hat, Inc.関連商品及びOSS関連商品の販売 ・サポートサービス「サイオスOSSよろず相談室」の提供 ・情報システムコンサルティングサービスの提供 ・その他関連製品・サービスの販売・提供
アプリケーション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・MFP向けソフトウェア製品の販売 ・クラウドサービス「Gluegentシリーズ」の提供 ・アプリケーション製品の販売 ・情報システムの受託開発 ・情報システムコンサルティングサービスの提供 ・金融機関向け経営支援システムの開発・販売・保守 ・その他関連製品・サービスの販売・提供

(6) 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

① 当社

名称	住所
本社	東京都港区

② 子会社

会社名	名称	住所
サイオステクノロジー株式会社	本社	東京都港区
	天王洲アイルオフィス	東京都品川区
	関西営業所	大阪府大阪市
	中部営業所	愛知県名古屋市
	九州営業所	福岡県福岡市
SIOS Technology Corp.	本社	California, USA

(注) サイオステクノロジー株式会社は、2021年4月1日付でProfit Cube株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
489名 (63名)	35名増 (9名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
49名 (14名)	1名減 (2名増)	41.7歳	4.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社横浜銀行	225百万円
株式会社三井住友銀行	22百万円
株式会社りそな銀行	21百万円
株式会社三菱UFJ銀行	21百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,874,400株 (自己株式205,838株を含む。)
- ③ 株主数 4,661名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 塚 商 会	1,593,300株	18.38%
パ ー ソ ル テ ン プ ス タ ッ プ 株 式 会 社	1,500,000株	17.30%
喜 多 エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社	920,000株	10.61%
日 商 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 株 式 会 社	404,800株	4.67%
喜 多 伸 夫	211,600株	2.44%
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン 140040	200,472株	2.31%
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン 140042	160,128株	1.85%
大 塚 厚 志	145,300株	1.68%
富 士 通 株 式 会 社	110,000株	1.27%
松 井 証 券 株 式 会 社	80,600株	0.93%

(注) 持株比率は、自己株式205,838株を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	喜 多 伸 夫	最高業務執行役員 サイオステクノロジー株式会社代表取締役社長 SIOS Technology Corp.取締役兼CEO BayPOS, Inc.取締役
取 締 役	森 田 昇	専務執行役員 サイオステクノロジー株式会社取締役 株式会社セシオス取締役
取 締 役	山 崎 靖 之	サイオステクノロジー株式会社取締役
取 締 役	小 林 徳 太 郎	常務執行役員 SIOS Technology Corp.取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	平 松 祐 樹	サイオステクノロジー株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員)	古 畑 克 巳	公認会計士 公認会計士古畑克巳事務所代表 株式会社fellow代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	長 谷 川 紘 之	弁護士 片岡総合法律事務所パートナー 株式会社ティムス監査役

- (注) 1. 取締役古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、日常的な情報収集、社内での重要な会議への出席、内部監査室との連携を密にすることで監査・監督機能を強化するため、平松祐樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員古畑克巳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員長谷川紘之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
6. 大塚厚志氏は、2021年3月25日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社が定款の規定に基づき社外取締役全員と締結した責任限定契約の概要は、次のとおりであります。
取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことにより負担することとなる損害又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 社外取締役に關する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	古畑 克巳	当事業年度開催の取締役会（21回開催）及び監査等委員会（21回開催）の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	長谷川 紘之	当事業年度開催の取締役会（21回開催）及び監査等委員会（21回開催）の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

ロ. 重要な兼職の状況及び当社との関係（2021年12月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	古畑 克巳	公認会計士古畑克巳事務所代表 株式会社fellow代表取締役社長
	長谷川 紘之	片岡総合法律事務所パートナー 株式会社ティムス監査役

(注) 公認会計士古畑克巳事務所、株式会社fellow、片岡総合法律事務所、株式会社ティムスと当社との間には、資本関係及び重要な取引関係はありません。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、社員の平均給与、世間相場を勘案した上で、個々の職責及び実績に応じて決定しております。

これに加え、取締役（社外役員及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬を算定するにあたっては、売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA、ROIC等の指標を加味しております。当該指標の目標値に対する達成度を加味して、次年度の固定報酬水準を決定することとしております。当該指標を選択した理由は、事業全体の成長性、収益性、効率性を重視することで、会社の持続的な成長を実現するためです。なお、当事業年度における役員報酬の算定に用いた業績指標に関する実績は以下のとおりです。

	2020年度	
	目標値	実績値
売上高	14,300百万円	14,841百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	40百万円	310百万円
EBITDA	180百万円	329百万円
ROIC	2.8%	6.9%

ロ. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日・決議の内容

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額144,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当分を含まない。）、監査等委員の報酬限度額を年額54,000千円以内と、2017年3月29日開催の第20回定時株主総会で決定しております。当該株主総会終結時において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名となりました。

ハ. 役員の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称その権限の内容及び裁量の範囲

取締役（監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、監査等委員会の意見を取り入れた上で、代表取締役社長である喜多伸夫が決定しております。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の業績や会社運営への貢献等について評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、その役割を考慮し、固定報酬のみで構成しており、その報酬額は、監査等委員である取締役が協議の上、決定しております。

二. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員 を除く。）	101,541千円	101,541千円	－	－	4名
（うち社外取締役）	（－）	（－）	（－）	（－）	（0名）
取締役（監査等委員）	25,800千円	25,800千円	－	－	3名
（うち社外取締役）	（10,800千円）	（10,800千円）	（－）	（－）	（2名）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 子会社を兼務して当該子会社が報酬を支払う取締役（監査等委員を除く。）1名は無報酬のため、報酬の対象となる役員の員数に含まれておりません。
 3. 2021年3月25日開催の第24回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名を支給人員に含めております。
 4. 上記の報酬等の総額は全て金銭報酬であり、非金銭報酬等はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額、公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37,600千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,600千円

(注) 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善に見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 会社の体制及び方針

(業務の適正を確保するための体制)

当社は2021年12月17日開催の取締役会において、内部統制システム基本方針の一部改定を決議しました。改定後の内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「誠実・Integrity」を、取締役及び使用人が共有する価値観であるSIOS Values 2.0のひとつと定め、SIOS Values 2.0の浸透に向けた活動を通じ、高い倫理性を持った企業風土の醸成に努める。
- ② 当社は、コンプライアンス規程を制定するとともにコンプライアンス委員会委員長を定め、経営企画サービスラインを事務局、常勤監査等委員及び内部監査室を特別委員とするコンプライアンス委員会を設置する。当該委員会は、コンプライアンスに関する課題・対応状況について代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は当該内容について取締役会に報告する。
- ③ 当社は、公益通報者保護規程を制定し、従業員からの通報を受ける社内の通報窓口を当社の経営企画サービスラインに、社外の通報窓口を社外の法律事務所内（弁護士）に設置する。また、公益通報者保護法の趣旨を踏まえて、より広い範囲で通報処理体制を設け、その運用について周知徹底を図り、法令及び定款の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑤ 内部監査室は、監査等委員会との連携を図り、取締役の職務の執行の法令及び定款の適合状況を監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存し、管理する。
- ② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程を制定するとともにリスク管理委員会委員長を定め、経営企画サービスラインを事務局、常勤監査等委員及び内部監査室を特別委員とするリスク管理委員会を設置する。当該委員会は、会社のリスク管理を適切に行うために、その管理状況等について代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は当該内容について取締役会に報告する。
- ② 各部門長及び執行役員は、業務の運営に係るリスクに関して具体例を抽出し、原因を分析・集約し、改善策を作成して各部門内への指導と教育を行うとともに、当該改善策に従った運用をしているかを確認し、リスク管理を統括する経営企画サービスラインに報告する。
- ③ 内部監査室は、当社のリスク管理の状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ④ 監査等委員会は、リスク管理体制が有効に機能しているか、また、適正な運営が確保されているかを監査する。

- ⑤ 経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生又は発生するおそれが生じた場合、当社は緊急対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員に対し、執行役員規程等に定められた範囲で職務の執行を委任し、取締役会及び取締役がその職務の執行を監督し、責任を負う。当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員共に任期を1年とすることで、変化と競争の激しい経営環境に機敏に対応する体制をとる。
- ② 取締役会は、経営上重要な事項について、取締役及び執行役員から定期的に経営状況等の報告を受けることにより、取締役及び執行役員の職務の執行が、関係法規に照らし、善良なる管理者の注意義務を尽くした適切な経営判断となるよう監督する。
- ③ 取締役会は、全社的な目標として年度予算及び方針を決定し、取締役及び執行役員による業務執行を監督する。
- ④ 取締役及び執行役員は、目標達成に向け、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うよう努める。
- ⑤ 取締役及び執行役員は、取締役会で目標達成に向けた進捗状況を報告し、取締役会は必要に応じ、目標を修正する。
- ⑥ 取締役及び執行役員、その他重要な使用人の業務執行の権限及び責任を明確にするため、業務分掌及び職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を図る。
- (5) 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社子会社に対する管理及び監視体制
- 当社は、グループ内のバックオフィス機能を当社に集約することで、業務やシステムの標準化・集約化を図り、ガバナンス・コンプライアンス機能を強化する。また、関係会社管理規程を制定し、原則として経営企画サービスラインが子会社を管理するとともに、子会社及び関連会社の取締役又は監査役を選定し、その任にあたらせ、業務の適正を監視する。
- ② 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、当社子会社における経営上重要な事項について、関係会社管理規程に則り、当社取締役会又は当社代表取締役社長による承認若しくは報告を義務付ける。
- ③ 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、当社子会社において、経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を定める。
- ロ. 当社は、当社子会社において緊急事態が発生した場合には、前記イ. の方針の定めに基づき、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
- ハ. 当社の内部監査室は、当社子会社のリスク管理の状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ④ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、連結ベースで年度予算を策定し、その進捗状況は当社取締役会に報告され、取締役会は適時適切に監督を行う。

- ⑤ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 イ. 当社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、当社子会社に対しても、当社と同様のコンプライアンス体制を運用するよう監督する。
 ロ. 当社の内部監査室は、当社の監査等委員会との連携を図り、当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の法令及び定款の適合状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ① 当社の監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。
- ② 配置に当たっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、当社の監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ③ この場合、当該使用人は監査補助業務に関しては当社の監査等委員会の指示命令に従うものとする。
- (7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、法定の事項、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項やその経過報告が必要な事項について、直接又は業務上の報告体制に基づき、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、当社の監査等委員会が職務の執行に必要な情報の提供を求めた場合には、速やかに対応する。
- ③ 当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 イ. 当社子会社の監査役は、当社の監査等委員会と報告会を設け、情報の共有化を図る。
 ロ. 当社の監査等委員は、子会社の監査役を兼務又は子会社の取締役会にオブザーバーとして出席することができるものとする。
 ハ. 当社の監査等委員会は、直接又は当社のコンプライアンス委員会を通じて、当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者から、必要に応じて、随時報告を受けることができるものとする。
- (8) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 当社は、公益通報者保護規程を制定し、直接又はコンプライアンス委員会を通じて当社の監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (9) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 当社は、当社の監査等委員会が職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、明らかに当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務

を支払うものとする。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査等委員会は、年間の監査計画を策定し、取締役会に報告するとともに、当該監査の実効性の確保のための必要な施策の実施を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び取締役会に対して求めることができるものとする。
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社の監査等委員会の監査計画に基づく監査が効率的に実施されるよう、必要に応じて担当部門に対して指示を行うものとする。
- ③ 監査の実効性を確保するため、当社は、以下の方針に基づき、監査等委員会監査の環境整備に努める。
 - イ. 当社の監査等委員会が当社代表取締役社長と定期的に意見交換を実施できること
 - ロ. 当社の監査等委員が監査において必要な社内会議へ出席する機会を不当に制限されないこと
 - ハ. 当社の監査等委員会の過半数は社外取締役とし、監査等委員会の独立性及び透明性を確保すること

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、法令、社会的規範等の遵守を謳ったコンプライアンス規程を制定するとともに、反社会的勢力排除規程を設け、反社会的勢力及び団体との関係遮断を掲げ、関係排除に取り組むものとする。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
イ. 当社は、反社会的勢力排除規程において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動の健全な発展を阻害する反社会的勢力や団体との関係を完全に遮断し、不当な要求には応じないことを明示するものとする。
ロ. 日常の管理は経営企画サービスラインが担当する。

(12) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制

- ① 当社は、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うため、財務報告に係る内部統制基本方針書において、当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための基本的な方針の設定、方針の展開、内部統制の整備・運用及び評価における全社的な管理体制、日程、手続きに関する人員及びその編成並びに教育・訓練の方法等を定めるものとする。
- ② 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下を実施しました。

(1) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社では、取締役7名のうち2名は独立社外取締役であり、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保される体制となっています。取締役会は21回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適法性を確保し、適正性及び効率性を高めることに努めました。また、内部

監査室は部門に対する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告し、代表取締役社長は部門の責任者に対し指摘事項の改善を指示し、内部監査室は改善状況をモニタリングしています。

(2) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社及び当社子会社の取締役及び使用人に向けて、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、ハラスメント対策等、法令の遵守に関する社内研修を実施するとともに、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを社員集会等で発信することにより、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

(3) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程に従い、経営企画サービスラインにて子会社の経営管理体制の整備の状況を監視するとともに、当社の取締役又は執行役員が各子会社の取締役又は監査役として就任し、各子会社の業務の適正を監視・監督しています。また、内部監査室は子会社に対する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告し、代表取締役社長は子会社の社長に対し指摘事項の改善を指示し、内部監査室は改善状況をモニタリングしています。

(4) 監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査等委員は取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役社長との定期的な意見交換、会計監査人及び内部監査室との連携等により、監査の実効性の向上に努めています。監査等委員会は21回開催され、監査に関する重要な事項について協議・決議を行いました。

(5) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、新規取引先については事前に反社チェックを行い、継続取引先についても毎年1回反社チェックを行っています。なお、取引先との間で締結する基本契約書では取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を明記しています。また、役職員の入社時についても事前に反社チェックを行うとともに、反社会的勢力との関わりを持たない旨の「誓約書」を提出することをルールとしています。

(剰余金の配当等の決定に関する方針)

当社は、経営成績、財政状態及び今後の事業展開を勘案し、必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を継続していくことを基本方針としています。

当該方針に基づき、当期は1株当たり10円の普通配当を実施することを取締役会で決議いたしました。

また、当社は2022年5月23日をもちまして、設立25周年を迎えます。株主の皆様へ感謝の意を表するとともに設立25周年を記念し、1株当たり5円の記念配当を実施することといたしました。

これにより、期末配当として普通配当10円に記念配当5円を加えて、1株当たり15円の配当を実施することといたしました。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	5,774,885	流動負債	4,268,894
現金及び預金	3,148,805	買掛金	1,216,499
受取手形及び売掛金	2,101,204	1年内返済予定の長期借入金	109,000
商品	6,842	リース債務	6,000
仕掛品	81,243	未払費用	138,793
前渡金	223,317	未払法人税等	24,484
未収還付法人税等	36,838	未払消費税等	214,028
その他	176,833	前受金	2,399,175
貸倒引当金	△200	その他	160,912
固定資産	875,025	固定負債	483,331
有形固定資産	121,206	長期借入金	181,500
建物	59,276	退職給付に係る負債	271,844
工具器具備品	39,905	リース債務	18,353
リース資産	22,024	長期預り金	11,632
無形固定資産	100,218	負債合計	4,752,225
ソフトウェア	86,913	●純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	11,524	株主資本	2,025,096
その他	1,781	資本金	1,481,520
投資その他の資産	653,599	利益剰余金	630,831
投資有価証券	289,222	自己株式	△87,254
退職給付に係る資産	53,453	その他の包括利益累計額	△186,294
差入保証金	172,939	その他有価証券評価差額金	△3,592
繰延税金資産	86,244	為替換算調整勘定	△182,701
その他	55,961	新株予約権	58,882
貸倒引当金	△4,221	純資産合計	1,897,685
資産合計	6,649,910	負債・純資産合計	6,649,910

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		15,725,371
売上	原価		10,840,759
販売費	一般管理費		4,884,612
営業外	利益		4,526,318
営業外	収益		358,293
受取利息	当座預金	4,900	
受取利息	預託金	497	
受取利息	投資利益	1,318	
受取利息	投資利益	38,537	
受取利息	投資利益	54,348	
受取利息	投資利益	6,576	106,178
営業外	費用		
支払利息	差損	2,181	
支払利息	差損	57,753	
支払利息	差損	3,434	
支払利息	差損	792	64,162
経常	利益		400,309
特別	利益		
特別	利益	75	75
特別	損失		
特別	損失	1,000	
特別	損失	2,856	3,856
税金等調整	前当期純利益		396,528
法人税	住民税		73,757
法人税	住民税		△44,979
当期	純利益		367,750
親会社株主に	帰属する当期純利益		367,750

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類等

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	377,744	流動負債	348,327
現金及び預金	233,869	1年内返済予定の長期借入金	109,000
売掛金	19,784	1年内返済予定の関係会社長期借入金	112,709
前払費用	28,621	未払金	76,023
未収還付法人税等	41,064	未払費用	21,506
その他	54,403	未払法人税等	6,991
固定資産	2,525,574	未払消費税等	12,654
有形固定資産	36,879	預り金	9,356
建物	20,952	その他	84
工具器具備品	15,926	固定負債	687,876
無形固定資産	26,957	長期借入金	181,500
ソフトウェア	25,929	関係会社長期借入金	460,040
その他	1,028	退職給付引当金	33,982
投資その他の資産	2,461,737	関係会社事業損失引当金	721
投資有価証券	137,234	長期預り金	11,632
関係会社株式	2,134,397	負債合計	1,036,204
関係会社長期貸付金	63,000	●純資産の部	
差入保証金	139,929	株主資本	1,867,056
繰延税金資産	4,517	資本金	1,481,520
その他	45,659	資本剰余金	2,168
貸倒引当金	△63,000	その他資本剰余金	2,168
資産合計	2,903,318	利益剰余金	470,622
		利益準備金	13,002
		その他利益剰余金	457,619
		繰越利益剰余金	457,619
		自己株式	△87,254
		評価・換算差額等	58
		その他有価証券評価差額金	58
		純資産合計	1,867,114
		負債・純資産合計	2,903,318

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			
経営管理料		279,528	
関係会社業務受託収入		773,838	
関係会社受取配当金		253,000	1,306,366
営 業 費 用			
一般管理費		959,595	959,595
営 業 利 益			346,771
営 業 外 収 益			
受取利息		4,442	
デリバティブ評価益		54,348	
その他		703	59,494
営 業 外 費 用			
支払利息		5,815	
為替差損		57,254	
投資事業組合運用損		3,434	66,505
経 常 利 益			339,760
特 別 損 失			
固定資産除却損		2,191	2,191
税 引 前 当 期 純 利 益			337,568
法人税、住民税及び事業税			19,287
法人税等調整額			8,133
当 期 純 利 益			310,147

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

サイオス株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居伸浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原山精一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイオス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイオス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

サイオス株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 原 山 精 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイオス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、重要な子会社の取締役会に出席するとともに、会社の内部監査部門と連携の上、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

サイオス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平松 祐樹 ㊟

監査等委員 古畑 克巳 ㊟

監査等委員 長谷川 紘之 ㊟

(注) 監査等委員古畑克巳及び長谷川紘之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

インターネットによる議決権行使について

◎議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。(議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますのでご注意ください。) なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、2022年3月24日(木曜日)午後5時30分までに行使されるようお願いいたします。
3. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

◎パスワードのお取り扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。
2. パスワード紛失時の再発行はいたしかねます。また、お電話によるご照会にもお答えできません。
3. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。(次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。)

インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後5時30分まで
 （議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。）

スマートフォンによる議決権行使方法

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

① ウェブサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトの利用にあたっては、下のインターネットによる議決権行使にてご入力ください。投票内容は有効であり、ご入力いただいた内容が最終執行となります。
- 上記記載内容にて承認の方は、IDへアクセスして議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

次へ進む 閉じる

② ログインし、議決権行使コードの入力

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力。【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。電子メールにより届いた場合はご確認ください。当株主様の場合は、投票に適用電子メール本文に記載しております。

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

③ パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- IDを入力。【パスワード入力】ボタンをクリックしてください。
- パスワードを入力。【パスワード入力】ボタンをクリックしてください。
- IDとパスワードが一致しない場合は、エラーメッセージが表示されます。

パスワード: ID:

次へ

④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

お問い合わせ

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ先

- 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120 (652) 031

受付時間 9:00~21:00

- その他株式に関するご質問等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120 (782) 031

受付時間 土・日・祝日を除く9:00~17:00

株主総会 会場ご案内

会場

シェラトン都ホテル東京 地下2階 「醍醐東」

東京都港区白金台一丁目1番50号

電話 (03)3447-3111 (代表)

※会場が昨年と異なりますので、ご注意ください。



交通

●東京メトロ 南北線・都営三田線

白金台駅 2番出口 徒歩約4分

●東京メトロ 南北線・都営三田線

白金高輪駅 1番出口 徒歩約5分

※駐車台数に限りがございますので、なるべく最寄りの交通機関をご利用ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。